

令和4年度事業計画

I 基本方針

新型コロナウイルス感染症の変異株の猛威は衰えず、経済活動、雇用環境に及ぼす影響は計り知れず、厳しい事業運営が今年度も見込まれますが、地域からの労働ニーズに応えるため、感染拡大防止策を徹底し、会員・役職員がこの危機感を共有し、ピンチをチャンスと捉え知恵と経験を集結し事業運営に努めます。

当センターの事業は地域の皆様方からの温かいご支援、ご協力の下、高齢者が地域で活き活きと活躍できる生涯現役社会の実現を目指し就業機会の確保及び安定した就業供給を図っていきます。

昨年4月に改正高齢者雇用安定法が施行され70歳までの就業機会確保が企業の努力義務となり、新規入会者の高齢化が更に進むと見込まれます。

今年度は平成24年4月1日公益社団法人に移行後10年目の節目の年で、令和5年10月からのインボイス制度導入に備える極めて大事な年度に当たることから会員、地域住民との情報交換を密にし、中核事業である清掃、除草・剪定作業等の地域の環境美化に係る業務、公共施設の管理業務等を遂行させるための安全・適正就業環境を更に向上させます。

また、地域住民から望まれる高齢者単身世帯への家事援助、空き家・空き地の管理業務、遊休農地・空き店舗の活用支援並びに介護・福祉施設等の人出不足分野に係る事業の就業機会の拡充に真摯に取り組み、地域住民から信頼され必要とされるセンターを目指します。

II 事業目標

- 1 会員数 175人
- 2 受注件数 780件
- 3 就業延人数 23,000人
- 4 契約金額 90,000千円

III 事業実施計画

1 就業開拓提供事業

(1) 受託事業

会員の就業機会の拡大を図るため企業等の事業所訪問や、地域住民へのパンフレット配布による普及啓発活動を積極的に行うとともに、会員や既存の就業先からの紹介等による新規就業の確保を図ります。

また、高齢者活躍人材確保育成事業及び高齢者就業拡大支援事業にお

けるマッチング支援業務を積極的に活用し、就業拡大を図ります。

(2) 職業紹介事業

専門知識を生かした長期雇用を希望する高齢者を対象として、地域企業からの求人情報を基に職業紹介を行います。

(3) 一般労働者派遣事業

事業主体である公益社団法人福島県シルバー人材センターの矢吹事業所として、町内の企業を派遣先事業所として、労働者派遣事業を促進いたします。また、現請負委託事業の適正就業の観点から派遣事業化が望ましい就業について派遣事業化の転換を推進いたします。

(4) 指定管理者受託事業

指定管理者として地域住民から満足してご利用して頂くために、矢吹町福祉会館、小松・赤沢公園、社会体育施設の円滑な管理運営にあたるとともに、指定管理施設の保守整備等の維持に関し、会員への業務委託内容を見直し事業の健全化を図ります。

2 普及啓発事業

就業機会の拡大と会員拡大を図るため、地域住民及び事業所等に向けて次の広報活動の強化を図ります。

- ・シルバー広報誌記載内容を見直し、町内全世帯に回覧します。
- ・当センターの活動内容を町広報誌等に積極的に寄稿します。
- ・地域住民への貢献としてボランティア活動を行います。
- ・町主催のイベント等を活用し、センターの周知、アンケート調査等の広報活動を行います。
- ・高齢者活躍人材確保育成事業及び高齢者就業拡大支援事業を積極的に活用し各種講習会を計画します。
- ・マッチング支援要員を積極的に活用し、就業拡大、普及啓発を図ります。

3 安全・適正就業推進事業

「事故を起こさない、事故に遭わない、怪我をしない」ことを第一に掲げ、安全就業基本計画及び安全就業組織図を制定、安全就業体制を確立します。

就業の適正化を図るため、委員会を活性化し、当センターの安全・適正就業を更に向上させます。

4 訓練研修事業

職種転換希望者の就業機会の拡大を図るため、高齢者活躍人材確保育成事業の技能講習に積極的に参画し、技能技術の習得機会の拡充を図ります。

5 法人管理事業

(1) 会員の確保

当センターの会員 100 万人達成計画での令和4年度目標数は 203 人であるが、矢吹町の商工規模、人口分布、当センターの過去5年間の受注件数と入会者数及び退会者数を考慮され 168 名とされたが、昨年度末の会員数が 174 名であったことから、志を高く目標数を 175 名と定め、会員の確保に努めます。

なお、昨年度同様入会説明会を毎月第2・第4水曜日の午後 13 時半から開催し会員拡大に努めるとともに、会員の声が共有できる風通しの良い組織風土の育成に努め、退会者の減少を図ります。

(2) 諸会議の開催

公益社団法人として、健全なガバナンスの下に、堅実に公益目的事業を実施するため、次の会議を開催し健全な組織運営を推進します。

ア 定時総会

昨年度終了後 3 ヶ月以内の令和4年 6 月に開催します。

イ 定例理事会

3 ヶ月を超えない間隔で概ね 2 ヶ月に 1 回を目途に開催します。

ウ 委員会

総務委員会、事業委員会、普及啓発委員会、安全就業委員会、適正就業委員会をそれぞれ必要に応じて開催します。

なお、委員会の活性化と委員会委員の相互理解を深めるため、合同委員会の開催を計画します。

エ 地域班長会議

年 1 回、年度末に開催します。

(3) 組織運営

公益社団法人として健全で透明性の高い事業を推進するため、定款等の内部規程及び関連法規を順守し厳格な組織運営に努めます。

また、当センターの円滑な事業運営に資するため、事務局職員の更なる就業倫理の徹底と、論理的かつ堅実な選択ができるスキルの向上を図り、信頼性の高い事務局運営を目指します。